

令和3年度 八千代市青少年問題協議会 会議録

【日 時】 令和3年10月11日(月) 10時00分～12時00分

【場 所】 八千代市教育委員会 1階 第1・2会議室

【出席者】 八千代市青少年問題協議会委員

(出席委員) 会長 服部友則 他 委員16名 (敬称略)

鈴木愛彦(八千代警察署長代理), 小林伸夫, 岡 俊博, 片波見昌浩, 八巻憲一,
阿部 学, 杉山智基, 有馬 淳, 会田 寛, 麻生秀樹, 若松竜二, 横地清美,
片寄 朗, 五十嵐恵理子, 佐藤知行, 高橋 寛

(講演会) 講師 千葉県消費者センター
消費生活相談員 佐藤 静江

(事務局) 加藤教育次長, 齋田課長, 青少年班員2名

【公開又は非公開の別】

公開

【傍聴人定員及び傍聴人数】

定員4名, 当日傍聴人0名

【議事等】

1. 令和3年度版 青少年対策の概要について
2. 若者の契約トラブルについて
3. 意見交換

【配布資料】

1. 席次表
2. 八千代市青少年問題協議会 委員名簿
3. 八千代市青少年問題協議会 会議次第
4. 令和3年度版 青少年対策の概要
5. 青少年問題協議会における「青少年対策の概要」の事前の質問回答について
6. 「若者の契約トラブル」千葉県消費者センター講義資料

〈 議事録 〉

1. 開会

事務局（齋田生涯学習振興課長）

定刻となりましたので、ただいまより、「令和3年度 八千代市青少年問題協議会」を開会いたします。本日はお忙しいところ、ご出席くださりましてありがとうございます。生涯学習振興課長の齋田でございます。よろしくお願いいたします。本日、進行を務めさせていただきます。これからは恐れ入りますが着座にて説明させていただきます。よろしくお願いいたします。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、委員の皆様にはご不自由をおかけしますがマスクの着用及び、換気のため窓を開けての開催となります。ご発言につきましては、手を挙げて、手元のボタンを押して名前を言っていただいております。それでは、本日の配布資料の確認をさせていただきます。議事に係る配布資料の確認をさせていただきます。まず、本日机上配布させていただきました「会議次第」、「委員名簿」、「席次表」、「緑色のチーバクんのファイル」は千葉県消費者センターからの案内です。「子ども会様からの募集案内」もございます。次に、本日一部机上配布と重なりますが事前に郵送させていただきました⑤「令和3年度版 青少年対策の概要」、「会議次第」、「青少年対策の概要に対する事前質問の回答」です。以上でございます。資料が不足されている方はいらっしゃいますか。それでは進めさせていただきます。それでは、八千代市青少年問題協議会条例第3条第2項の規定により、本協議会の会長となります、八千代市長 服部友則より、あいさつを申し上げます。

2. 会長あいさつ

会長・服部友則

皆さんおはようございます。本日お忙しい中、青少年問題協議会にご参集をいただきまして誠にありがとうございます。また日頃より青少年健全育成のためにご尽力いただいておりますこと、この席をお借りして重ねて御礼を申し上げます。1年遅れとなりましたけれども、東京オリンピックパラリンピックが開催されて無観客という、ちょっと残念な状況でありましたけれども、市内の子供たちには大きな影響を与えたのではないかと思います。しかしながら、新型コロナ禍の影響がありまして、子供たちの環境にも大きな変化が出ております。また、今日は議題の中にも触れさせていただいておりますが、来年に、2022年の4月から民法改正で成年年齢が18歳に引き下げられるということがあります。「18歳」に規定されて理由は色々と巷で言われておりますけれども、世界的に見ると18歳成年制っていうのを取っている国と地域がほとんどだということを考えると私は妥当なことかなと。ただし、移行に伴って様々な対応が迫られているので、そのところをきちっとやらなければいけないというふうに思います。またそれに合わせて、本日は、成年年齢が引き下がることでのその若者の契約トラブルというものが心配されてるということで、今日は千葉県消費者セ

ンター消費生活相談員佐藤様にご講演をいただくことになっております。今後、この青少年問題協議会の委員の皆さんが中心ですけれども、皆さんを中心に市内における青少年の問題について、今後成年年齢が引き下がることによるトラブルをなるべく避けるような、そんな会議になればというふうに思っております。結びになりますけれども委員の皆様のご健勝を心から祈念をして開会のご挨拶に代えさせていただきます。それではよろしくお願いたします。

3. 新任委員紹介

事務局（齋田生涯学習振興課長）

ありがとうございました。それでは議事に入ります前に、今年度から新しく委員として委嘱された方のご紹介をさせていただきます。ご着席のままで結構でございます。なお、委嘱状につきましては、開催通知送付時に同封させていただいております。お手元の委員名簿順にご紹介いたします。それでは、八千代警察署長 濱田憲明委員 本日は代理として生活安全課の鈴木愛彦課長が出席されております。

八千代警察署 生活安全課 鈴木愛彦課長

よろしくお願いたします。

事務局（齋田生涯学習振興課長）

続きまして、「学識経験者」といたしまして、八千代市校長会 大和田西小学校長 岡 俊博委員。

校長会 岡 俊博委員

よろしくお願いたします。

事務局（齋田生涯学習振興課長）

八千代市学校警察連絡委員会 八千代台西中学校長 片波見昌浩 委員。

学校警察連絡協議会 片波見昌浩委員

よろしくお願致します。

事務局（齋田生涯学習振興課長）

続きまして「青少年関係団体の代表者」といたしまして、八千代市地区青少年健全育成連絡協議会を代表して 萱田・ゆりのき台地区会長 麻生秀樹委員。

地区青少年健全育成連絡協議会 麻生秀樹委員

はい、よろしくお願いたします。

事務局（齋田生涯学習振興課長）

続きまして「市民委員」といたしまして、公募市民委員 高橋 寛委員。

市民委員 高橋 寛委員

高橋です。よろしくお願いします。

事務局（齋田生涯学習振興課長）

続きまして、事務局の職員紹介をさせていただきます。教育委員会社会教育担当加藤博士
教育次長

事務局（加藤教育次長）

いつもありがとうございます。よろしくお願いします。

事務局（齋田生涯学習振興課長）

改めまして、私、生涯学習振興課長 齋田 でございます。次に課員ですが、青少年班 榎本主査、吉野主事でございます。よろしくお願いいたします。それではこれより議事に入ります。本日の議事進行につきましては、八千代市青少年問題協議会条例第3条第6項の規定により、会長が議長をつとめることとなっております。それでは服部市長よりお願い致します。

会長・服部友則

それでは、規定によりまして、本協議会の議長を務めさせていただきます。恐縮でございますが着座にて進行させていただきます。それでは議題に入って参ります。議事1「令和3年度版 青少年対策の概要について」、議題2「若者の契約トラブルについて」、2案件についてでございます。それでは次第に沿って進めさせていただきますので皆様の協力をいただきながら議事に移って参ります。それでは議題1「令和3年度版 八千代市青少年対策の概要について」、事務局より説明をお願いします。

事務局（齋田生涯学習振興課長）

それでは、生涯学習振興課 青少年班の事業を中心に、令和3年度版「青少年対策の概要」の説明をさせていただきます。本概要は、関係各部署の令和2年度の実績や報告をもとに、所管担当課ごとでまとめたものでございます。1ページをご覧ください。「市勢概要」では、5の表において青少年人口の推移などについて3月末の数値を記載しております。令和3年3月末の青少年人口割合は、40.0%となっております。3ページをご覧ください。「Ⅱ 青少年対策の概要」「1. 総合計画における青少年対策」ですが、青少年を対象とする事業につきましては、「八千代市第4次総合計画 後期基本計画」に沿って実施をしております。「(1) 目的」の3行目になりますが、八千代市の将来都市像「快適な生活環境とやすらぎに満ちた都市 八千代」を実現するための柱のひとつとして「教育文化都市」をめざし、その中で青少年の健全育成も求められております。なお、令和3年度より「八千代市第5次総合計画

八千代市第5次基本構想 前期基本計画」に沿って実施をしております。令和3年3月に令和10年度を目標年次とした新たなまちづくりの指針となる「八千代市第5次総合計画」を策定しました。本計画では、目指すまちの姿を示した将来都市像「人がつながり 未来につながる 緑豊かな 笑顔あふれるまち やちよ」を実現するための柱のひとつとして「豊かな心と文化を育むまちづくり」をめざし、「教育」を通じ、青少年の健全育成も求められております。次に、「(2)方針」の4行目になりますが、青少年の健全育成を進める上で重要なこととして、「青少年健全育成支援体制の整備」「青少年の自立支援体制の推進」「青少年健全育成事業の推進」を三つの柱としております。次の4ページに、これらを体系図にしたものを掲載しております。また、最後の47ページに、事業名と担当課名を記載しました詳細な体系図を掲載しておりますので、こちらをご参照ください。7ページにお戻りください。ここからは、体系図順に生涯学習振興課 青少年班の事業内容や主な実績につきまして、説明させていただきます。

Ⅲ 青少年対策事業の概要「1. 青少年健全育成支援体制の整備」

「(1) 組織体制の充実」「② ボランティア組織等の充実」の「ア 青少年相談員活動の推進」としては、市内各小学校区より第20期青少年相談員110名が県知事と市長から委嘱されております。令和2年度の主な事業は記載のとおりでございます。8ページをご覧ください。「イ 青少年指導員活動の推進」としては、コロナ禍のため令和2年度は、延べ169名の青少年指導員が、主に屋外のスポーツ指導の活動をいたしました。9ページをご覧ください。「(2) 地域力の強化」10ページの上段になりますが、「② 青少年育成団体活動事業の支援」の「ア 社会教育関係団体活動の支援」としては、主に子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウト等の活動に対して支援をしております。「イ地区青少年健全育成連絡協議会事業の支援」としては、市内10地区に設置されております、地域住民主体の青少年健全育成を推進するための地区組織の活動に対して支援をしております。「ウ少年少女交歓会の支援」ですが、本事業は、毎年4月末に村上緑地公園で開催されます。令和2年度は4月26日(日)に開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止となりました。(今年度は11月初旬に縮小し開催が予定されております。)

「エ ブロンズ像友好 鉦路市・八千代市少年少女スポーツ交歓大会の支援」ですが、本事業は隔年開催で行っております。令和2年度は、鉦路市を会場に、少年野球・少年サッカー・ミニバスケットボールの交歓試合を行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和3年度へ延期としました。令和3年度につきましても新型コロナウイルス感染症拡大防止の為に中止となっております。12ページをご覧ください。「(3) 青少年育成施設の充実」となっておりますが、正誤表記載のとおり、正しくは(3) 青少年活動の場の提供でございます。大変失礼いたしました。「①青少年育成施設」の「ア「ガキ大将の森」キャンプ場」につきましては、令和2年度から現在まで、日帰りのみで定員を減らして運営しております。17ページをご覧ください。2番目の柱であります「2 青少年の自立支援体制の推進」ですが、(1) 地域社会活動への参加の促進」の主なものは、「① 成人教育の推進」として、成人式を開催しております。成人式は市民会館で「成人の日」祝日の前日に、式典及び青年たちで結成するプロジェクトチームで企画・運営する記念行事を実施しております。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催方法を変更し、令和3年1月10日(日)から3月1日(月)に式典動画撮影配信、1月29日に全新成人に記念品等を郵送しました。

26 ページをご覧ください。3 番目の柱であります「3 青少年健全育成事業の推進」ですが、「(1) 社会環境の健全化の推進」の主なものは、「②有害環境の浄化活動の推進」(1) 地域ぐるみボランティア運営会議活動の推進」といたしまして、例年ですと「青少年非行・被害防止全国強調月間」の7月初旬に駅前街頭にて、学校帰りの学生を対象に薬物乱用防止のティッシュとチラシの配布を行う啓発活動をしています。また、10月の「安全で安心なまちづくり旬間」には、市内各地域で防犯パトロールの一斉活動を、八千代市地区青少年健全育成協議会および教育関係部署と連携を図りながら実施しております。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、市内一斉での活動は行わずに、各地区青少年健全育成協議会に地域の实情に応じた取組を展開していただきました。32 ページをご覧ください。「(2) 青少年による自主活動の推進」の中で、「①「八千代市子ども憲章」の推進」をしています。「子ども憲章」は子どもにとっては目標であり、大人にとっては子どもを支援し健全育成を推進していく上での指針となるものです。イベント会場に「子ども憲章」を掲示するほか、小学1年生と4年生には憲章の「しおり型カード」を配布いたしました。「青少年対策の概要」についての説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

会長・服部友則

ただいま、事務局より「令和3年度版 青少年対策の概要について」の説明がありました。委員の皆様から事前にいただいている質問につきまして、事務局お願いします。

事務局（齋田生涯学習振興課長）

「青少年問題協議会における事前質問の回答について」は、委員の皆様へ令和3年8月20日付郵送で文書にて回答させていただきました。以上となります。

会長・服部友則

それでは、「青少年対策の概要」に関する質問につきましては事前に全ていただいているとのことですので、次の議事に移らせていただいてもよろしいでしょうか。ありがとうございました。それでは「議題2」に移りたいと思います。それでは次の議事に移らせていただきます。議題2「若者の契約トラブルについて」の議題の提案理由を事務局より説明願います。

事務局（齋田生涯学習振興課長）

それでは、ご説明いたします。国は、令和4年4月からの成年年齢引下げを見据え、若年者の消費者被害防止・救済等のため、実践的な消費者教育を推進することとし、法務省・消費者庁・金融庁・文部科学省の4省庁が連携して平成30年度から令和2年度の3年間を集中強化期間とする「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム(平成30年2月20日決定)」を推進してまいりました。令和3年度(今年度)は、成年年齢引下げ前の最終年度に当たることから、成年年齢引下げを見据え、実践的な消費者教育を徹底するため、4省庁が連携してアクションプログラムに掲げられた取組を継続して実施するとともに、令和3年3月22日付「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力キャンペーンの実施について」

が「若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議」において決定されております。議題として提案させていただきましたのは、若年者の消費者被害の防止・救済等を知っていただき、注意喚起・情報発信の取組の働き掛けを行うと共に、本市の現状も踏まえ、青少年健全育成の適切な実施を期するため、委員の皆様と意見交換いたしたいと存じます。併せて、令和4年4月からの成年年齢引下げに伴う課題等についても、皆さまに意見交換していただけたらと思います。以上です。

会長・服部友則

以上が、生涯学習振興課からの提案理由でございましたけど、議題2「若者の契約トラブルについて」、はじめに、「千葉県消費者センター 消費生活相談員 佐藤静江様」よりお話をいただいた後、委員の皆様よりご意見、ご質問を頂戴したいと思います。それでは佐藤様よろしくお願いたします。

千葉県消費生活相談員 佐藤静江

佐藤でございます。よろしくお願いたします。お手元のパワーポイント資料の「八千代市青少年問題協議会用 若者は狙われている」を見て頂きながら、まずこれはお決まりのことと申し訳ないのですが消費生活センターとは、八千代市の方にも消費生活センターがございますが、消費者センターとは地方公共団体が法律に基づいて設置するものです。消費者基本法、消費者安全法というのが根拠法になります。都道府県は必ず設けなければいけないと市町村においては努力義務ということにまだなっております、ただ多くの市で消費者庁の設立を契機としてたくさんの消費生活センターができました。八千代市はそれ以前から消費者基本法、消費者保護基本法ができた頃からずっと歴史のあるセンターがあると思います。以前は、すぐその大和田図書館の敷地の中にあっただけですが今は市役所の方に移転されたとお聞きしています。私たちが何をしているかと申しますと、商品やサービスの契約や製品事故の相談を受けています。それから、窓口では私たち消費生活の資格を持った消費生活相談員が助言や、それから時には事業者との間に入って、消費者の希望が叶うようにできるだけ折り合いがつくような斡旋という活動を行います。それから、それらを基に様々な方々に情報提供をさせていただいております。相談は無料です。もちろん個人情報も私どもいただきますけれども外部に漏れることはありません。それから解決やお手伝い、啓発活動ということになると思いますけれども、そういった色々な講座をさせていただいたりして、皆さんに知っておくべき消費者の知識というようなものをお伝えするようにしております。これらの記録と相談を受けた記録というのは、P I O-N E T (パイオネット) というデータベースになります。それらが国民生活センターの方で集約されまして、それをもとに各省庁や、それから警察の方も本日も委員の方でいらしてはいますが、警察が詐欺的な事業者とかの逮捕等に繋げたりするような情報になってきます。ただし個人情報はそれらには絶対載りません。そういった場合等や警察や各省庁から指導等の問い合わせがあった場合には相談を受けた消費者センターの方に紹介がありまして、相談された消費者の方に「事情聴取をお願いしたいのだけれどもよろしいか」ということで、私どもが間を繋ぎまして事情聴取をしていただいくというような流れになっております。P I O-N E T

(全国消費生活情報ネットワークシステム)についても簡単に説明させていただきますが、ここに書いてある通りで、各消費生活センターをオンラインで結んでいるデータベースということになります。簡単に消費生活相談状況について、令和3年版消費者白書をもとに、若者のところでお伝えしたいと思います。ここでパワーポイントの「①全国の相談状況」の円グラフで見ていただいて、20歳未満、20歳、30歳というふうに分けております。20歳未満というのが2.9%、それが20歳代になるといきなり9.3%と約3倍になっていくところを注目していただきたいです。その20歳未満のところでは0歳から20歳というところであれば、10代後半というのが主になるかなと思いますと、ここから18歳というのが20歳代の成年年齢というところで、これからは20歳代のところと一緒に入ってくるということになると更に増えるってことは十分に考えられることだと思います。この令和3年版消費者白書については、消費者庁がまとめて白書として国会の方に提案され提出されていくということで、私達の受けている相談が国会の方にも繋がっていくということになります。全国の状況を見ましたので、「②千葉県内の相談状況1」ですが、すみませんでしたお手元の資料では令和元年度ですが、画面のパワーポイントは令和2年度の数値が県の方で出ましたのでパワーポイント図に付け足しさせていただきましたが大勢に影響はないかなと思いますが、20歳未満のところは令和2年度は若干増えているかなというふうに思います。もちろん20歳代のところも若干増えている、やっぱり若者もコロナ禍の中でインターネットとかを使う機会が増え、また買い物も自由に出かけられないということで、若い世代がインターネットで買い物をするというようなトラブルになっているかなと思います。八千代市消費者センターさんの方で作製していただいた「2020年の相談から」ということで2番目の定期購入というところがございますよね、これがインターネット通販で健康食品やここに書いてある通りで、化粧品なんかをお試し価格で500円なんかで買うのですけれどもそれが実はお試し1回で終わらなくて解約をしない限りずっと定期的に続いていく、2回目以降がものすごく高額というようなことでトラブルがたくさんあります。このようなことに私達も対応が増えていて未成年者の契約ってのは多いです。中学生、中には小学生のお母さんやおばあちゃん等から相談を受けたりするケースもありました。そのようなことで増えているのかなと思われると思います。未成年に関する内訳ですが、多少データ数値は古くなるのですが「②千葉県内の相談状況2」の令和元年度の受付件数集計結果で見ますと、未就学1.8%、小学生12.1%、中学生19.1%、高校生29.4%、大学・短期大学・専門学校生等20.3%、社会人・不明等17.3%ということですが、やはり高校生が圧倒的に多いですよね、高校生はこれから成年年齢に18歳も含まれます、今まで未成年者契約の取り消しという民法の法律が適用されていたものがここで「18歳の高校生」についてはそれができないというような問題が生じてくるということになると思います。どんな相談があるのかは、先ほどもちょっと申しましたけれども、参考に「③国民生活センターの報道発表から(2019年8月8日:公表)」の表から挙げさせていただきます。2016年度と2017年度の「第1位アダルト情報サイト」とか他にも色々あるのですけれども、やっぱり興味があることということでアダルト情報サイトっていうのは以前からずっと上位にありますね。それから2018年度になりますと「第1位オンラインゲーム」が上がり、これには先ほどの未就学児とか小学生とかそういう子ども達も入ってきています。それから「第3位健康食

品」や「第4位デジタルコンテンツその他」はインターネット関係だと思われるのですが、2018年度のところの「第3位健康食品」、「第5位化粧品」、「第6位紳士・婦人服」、「第7位商品一般」というのはおそらく架空の請求のところで数値を取纏めていると思うのですが、そのほか「第8位靴・運動靴」、「第9位コンサート」とか、そういうものも大抵がインターネットで生じたトラブルっていうふうに考えていただいてもいいかなと思っております。次に同じく「③国民生活センターの報道発表(2019年8月8日:公表)から【事例1】父親からの相談でこんなものがあります。中学生の娘がスマートフォンで芸能情報を閲覧中に「もっと見る」というボタンを押したらアダルトサイトに繋がって登録完了してしまった、アダルトサイトだなど分かるようになっていけば、場合により子供も興味があって見てしまう場合もあるでしょうけど、見ないケースっていうのがほとんどのはずですけども、そうじゃないと装っていたりして引っかけちゃうというのがありますし、1回登録完了になってしまうとやっぱり大人でもそうなのですが、「しまった、どうにかしなきゃ」というふうに思って慌てるというのが実際のところだと思います。そうするとメールから連絡して「解約ができるよ、こっちだよ」みたいな所をクリックして、この子の場合には電話をしてしまったということですよ。いま、クレジットとか現金払いとか様々ありますけれども、コンビニでプリペイド型の電子マネーで払わせるっていう手口がとても多いです。こうなってしまうと大変でコンビニさんの方が協力して下さって返金とかしてもらえればいいのですが基本はできないっていうのがこの電子マネーの仕組みなので、使われないようにアカウント停止するとかそういう作業をしたりして結構大変です。もちろんその電話番号の個人情報を出してしまったということで悪用されないかお父さんがすごく心配しているということなので、本当にお子さんにとっては影響が大きいですよ、後から電話番号がわかればそこからショートメッセージが送れるし、ショートメッセージがわかれば・・・、そこからと・・・。大人の方でも色々ありましたが、偽のサイトに誘導してさらに個人情報とか入れさせるとか、そういった事態も生じますので、それが問題になるのだろうけれども、これについてはどうしようもできないっていうのがあります。何か問題が起こったら対処を考えるしかないというところであるのですが、子供達にこうなる前に注意をきちんとしていかなければいけないという必要があるかなと思います。それからまたこれも非常に多い相談なのですが、【事例2】の母親からの相談で、小学生等で今スマホを持っている子が多いですよ、もっと低学年でも親御さんが使わなくなった機種変更したりして通信契約を結んでいないスマホでWi-Fiが有る所に行くと繋がることのできることで、Wi-Fiからつないでということで単純にゲームアプリ等が入っていて、オンラインじゃなくても繋がるようなものやっつけて本人は知ってか知らずかがわからないですが、たまたまインターネットに繋がっちゃうと課金ができる、それは本来は自分でお金払うのに、そのコンビニのプリペイドカード買うとかそういうことならまだそれだけで済むんですが、お母さんやお父さんがクレジットカード番号入れたままでスマホから消してなかったりするとそこから引き落とされるようなことになってしまって、大変に膨大な金額を請求されるというのがあります。もう何年前か前、私が相談を受けたケースは中学生が自分のスマートフォン初めて買ってもらったケースで、多分こういうのが始まった当時だと思うのですが、100万円以上の金額を課金されてしまったというケースがありました。子供は色々言い訳す

るんですが、アップルのiPhoneだったのですが、iTunesというストアから買うことになるのですが、アップルさん曰く、「必ずメールで幾らかかったというのを送っているはずです」とのことで、そういうことをその男の子に聞きましたら、その子が言うには、「いや、そんなの、いつもいろんなメールが入ってくるから、もう入って来た途端に削除している」と、そういうアンバランスな知識っていうのがあって変なメールは開かないよって知識はあるのだけど、何か課金をしたときにそういったメールが来るという知識はない、そういった知識のアンバランスが生じる、そして、そのお子さんのお母さんも3か月ぐらいクレジット明細を見ていなかったが久しぶりに見た時にびっくりしたというようなケースで、親子共々そういった教育、契約とか、クレジットとか、そういうことについてしっかり学んでいかなきゃいけないなという事例がたくさんあります。それから【事例3】高校生女性からの相談ですが、これが先ほど言った「化粧品を約500円に購入できる」とSNS上の広告を見て注文したというようなことです。これも私が相談を受けて、小学生の女の子がおばあちゃんに相談しておばあちゃんがお母さんに内緒だと言ってセンターに相談してきたケースがとっても印象的だったのですが、未成年者契約の取り消しができる、通知をすることが基本なのですが、電話が繋がる業者だったので電話してみたらどうかとそれが早い解決かもしれないですよというお話をし、おばあちゃんが最初にかけてあげて、お孫さん小学生3年か4年生ぐらいだったので、その子本人にちょっと電話に出てもらえばお孫さんも怖いかもしれないけど経験でもあるからおばあちゃんが側についてあげて自分が未成年で小学生だということを伝えさせたらどうだろうと、そうすれば業者側も声を聞けばすぐ未成年者だとわかりますからすぐ解決できるかもとアドバイスしたケースがありました。後日、おばあちゃんに、お孫さんご本人からうまく状況を伝えられましたかと聞いたところ、結局本人からは言えないからおばあちゃんが途中から電話を変わり、業者も未成年者ということであっさり取り消しを認めてくれましたというお話でした。場合によっては強硬で電話連絡がつかないとか、絶対に解約しないと未成年者であっても解約しないとといったことを主張するような業者もなきにしもあらずという状況にあります。続いて「③国民生活センターの報道発表(2021年4月8日:公表)から「狙われる!?18歳・19歳」です、ここから2022年に成年年齢になっていくところなのですが、そういった若い方の相談は、やはり、美容関係、そういういったダイエット食品とか、確かに私も興味はありますが、最近は男の子では除毛剤とかというのが、髭を薄くするとかそういう物もこの定期購入とかの中にあります。またやはり通販のサイトで模倣品つかまされちゃったとかのそういうケースもありますし、物が届かないといったトラブルとして若者の間でも多いです。次は成人になりますと大きな問題があったとしても被害額としては数万単位で済むケースと情報商材、要は儲かりますよと、これやったら儲かりますみたいな副業的な商材に引っかかるとか、それがオンラインカジノをベースにしていたり、暗号資産(仮想通貨)、それからそういったものを操作するためのUSBに入った情報でこれを買うとみたいなものがあります。やっぱりエスティックサービスとか、これエステに関しては、結構親御さんだと知ってるケースなのですが、若い女の子でも男の子でも高校生ぐらいになると「脱毛」っていうのがもう当たり前になっている時代で最初1000円とかでとても安く、今もテレビなんかでコマーシャルしてたりするんですけれども、実際のところは高額

になっていくとか長期間拘束するとか問題があつて、後から後悔するというのもあつたりします。解約したい。だけど途中解約っていうのが認められてるんですけど、それをちょっとまく脱法するような形で精算額が高額になってしまうようなケースとかから、色々な儲け話であるとかマルチ商法というのがありますけれども、SNSで知り合った人から誘われるケース、それから学校とか、若い人と職場の先輩であるとか、大学生もやはり先輩であるとかが多くて、そうすると学校だと学内に広まってしまう教務課等がとても困ったりしてしまうケースがあつて、大学生なんかの場合ですと本来は書面の交付とかが必要な契約でもそういうものが一切なくて友達同士とかその友達の知り合いの先輩とかって形で、口約束だけでお金を払ってそこに学生ローン、いわゆるサラ金でお金を借りてというようなケースがあつたりして解決がとっても難しく相手からお金を取り返すことは難しい。だけど、学生ローンでこれから「クレ・サラ強要商法」で借金が残るっていうのはどんなものだろうと、できたら親御さんに相談してそこだけきっちり清算して、その後で取り返しを図ったらどうかなんていうふうにアドバイスするしかないようなケースというのがあります。販売目的を隠されたり「販売目的隠匿」、「説明不足」で説明が全然なかったりとか、「虚偽説明」嘘を言った又は言われたりとか、それから「強引」に無理やりとかっていう明らかな感じじゃないんですけど、若い人ってやっぱり断ることがおそらく苦手なんだと思うんですね。なんかやさしい世代というのかもしれないですけど、周りの空気を読むとか、今のいじめなんかもそういうところなのかもしれないんですけど、そういった何となく断れずに契約しちゃってというケースもあるし、とりあえず契約しちゃって解約しようとかそういう知識はあつたりするんですけど、それが通じない相手っていうのもいるんだよってことはやっぱり伝えていかなきゃいけないことだなんていうふうに思っています。これも先ほどの続きになってしまいますけどこういう形で、色々若い子っていうのは自分の容姿とかそういうものにとっても興味があるから、そういうものに惹かれやすいということだと思うんです。すいません脱線したのでちょっととばしていただきます。消費者庁ができた後、2012年消費者教育推進法(正式名称は「消費者教育の推進に関する法律」というのができました。基本理念に基づいて次の「3 消費者教育の体系的イメージマップ」っていうのがつくられておりまして、これが私たちが現在、いろいろと講座を引き受けたりするときに努力しなきゃいけないところだと思うんですけども、特に学校教育のところですよ。「持続可能な消費の実践」とか「消費者の参画・協働」とかっていうのもとても重要なところで、こういった小学生期の「自分の生活と身近な消費者環境とのかかわりに気づき、物の使い方などを工夫しよう」とか、そういうものに注意していこうというようなことも伝えていきたいというのが体系の教育の中に入っています。これに関連して私が先日テレビを観ていましたら、小学生の子が何かの番組の中で「環境について自分達ができることってないですか」と。現在は学校の中でもそういう教育がされているのでそのようなことを専門家の方に聞いていたら、専門家の方はどんなふうに答えるのかなって思っていたら、「考えて。考え続けてください。」と。「環境とか自然とかそういうことについて考え続けてください。」って「それがまず、できることの一步だよ。」っていうお話していて、とても良い回答だなあと思いました。確かに意識してるのとしていないのでは色々違うと。それは結局、契約の被害に遭わないとか、そういうことについても同じだろうというふうに思いました。それで、今、NHK教育の高

校講座の家庭科でもやったりしているのですが、次の「トラブル対応能力」、「選択し、契約することへの理解と考える態度」を身に付けましょうということで、小学生期だと「困ったことがあったら身近な人に相談しよう」と、相談できるってことをしておこうと。それから、基本的な対応の知識を見ましょう。「約束やきまりの大切さ知り、考えよう」。今は「契約」って言葉は小学生でも使うのですが、この2012年当時はおそらく「約束」という使い方をしていたと思うのですがそういう決まりを守ろうということですね。それから中学生期になったら、「販売方法の特徴を知り、トラブル解決の法律や制度、相談機関を知ろう」とかいろんな販売方法があるよとか、そういったことや法律や制度についてもクーリング・オフなんかについても教科書に載ってきて学習するところだと思います。それから自分が必要なもの「商品を適切に選択するとともに、契約とそのルールを知り、よりよい契約の仕方を考えよう」ということでこの契約の仕方を中学生期でしっかり身につけて欲しいなと。さらに高校生期にはその続きで「適切な意思決定に基づいて行動しよう 契約とそのルールの活用について理解しよう」ということだと思います。これで一応、前段のところにお話させていただいて今回求められて「4 若者向け消費者自立支援講座体験」ということで、私は小学校での講義はあまり経験ないんですけども、以前に小見川の小学校に行かせてもらったことがあります。それから毎年、松戸市立高校で、家庭科の熱心な先生がいらっしやって消費生活相談員3人位で一コマの授業をさせていただいて、8クラス全部に、3人で手分けしてやったりとか、先日は成田の芝山町の町内に一つしかない中学校の方で講座させていただいたり、それから茂原市の中学校がコロナ禍で去年は1校しかやらなかったんですけども6校ある一年生に対して市の方が消費者教育のリーフレットを配るのでそれに合わせた講座というのをさせていただいて、今回こちらで皆様にやろうと思うのは若者向け講座をベースにさせていただいたものということなので資料等配布させていただき後先になりましたけれども資料の方をいくつか配らせていただいております。この「オトナ社会へのパスポート」、これは講師用の指导向け手引書がついています。これは県内の消費生活相談員が県の事業として作られたのをずっと県が委託して更新したりしながらやってるものでこれはまず高校の方には年度初めに3年生向けっていうことで全部配らせていただいているのですがなかなか活用していただけていないところがありまして、高校に講義で行く時にはできるだけこれを活用させていただくようにしています。「あしたの消費者～安全・安心に暮らせる社会を目指して～」という冊子は、一家に1冊というようなコンセプトで県が作りました冊子で、若者から高齢者までと、契約トラブルについて見ていただいて勉強していただくとか、何かあったときに紐解いていただくような形で用意させていただいています。それからこれが若者向けの消費者契約ハンドブック「5つのStoryから考えよう!!」で、若者がよくトラブルに合うようなものを載せていますが、ネットショッピングであるとかエステ契約についての注意、友人からの誘いで儲け話なんかのところですが、アルバイト的なものでトラブルに陥るなどというようなこととか、タレントモデルの契約というのも多いトラブルなので若い世代にこれらの5つのストーリーを例示して対処とかクーリングオフの方法なんかについて、大学生ぐらいになると一人暮らしでアパート退去時のトラブルなんていうのもありますのでそういったところ載せさせていただいています。この三つの冊子が概ね千葉県が利用している若者向けのリーフレットということになります。

す。小学校・中学校・高校に講演行くときはまず、「皆さんも全部消費者なんですよ」ということをお伝えするように最初にしています。「消費者って何?」って言ったらお金やお金を払って商品やサービスを購入する人をすべてということは、今この日本中で生活全ての自給自足している人なんていうのはまずいない訳なので、「すべての人が消費者なんだよ」ってお話しします。当たり前のことって大人だと思うかもしれないんですけど、学校の講義後の感想では「自分も消費者だってことが初めてわかりました」なんていうことを言っていただけでもあります。次ですが、これは皆さんにもやっていただきたいと思います。「契約」ってことをやっぱりすごく重視して考えたいと思うので、「契約って何だろう」ということを考えてもらうために「契約クイズ」というのをやっています。「契約はどれでしょう」ということなのですが、これについて皆さんも手を挙げていただければと思います。これ「契約だ」と思ったらパー、「違うぞ」と思ったらグーあげてください。いいですか、やってくださいね。「パンを買う」。これは契約でしょうか。契約だと思ったらパー、違うと思ったらグー。はい。次、「図書館に本を借りる」これは契約だと思ったらパー、違うと思ったらグーで、グーも若干いらっしゃるかな。では「電車に乗る」、これも契約かって思ったらパーかグーか。では「アパートを借りる」これも契約だと思ったらパー、違うと思ったらグー。はい、ありがとうございます。はいこれ実はですね全部実は契約なんです。よく間違ってしまう、子どもから「本借りるのも契約だったんですね」とかっていう感想をしてくれたりします。図書館で本借りるのなんて私も契約じゃないと思っていて小学生・中学生・高校生とかも同じように思うかなと思ったら、「本借りなさいね」と学校で、図書係の人とか言われてるせいなのか、電車に乗るっていうのは運送契約なんだよと、アパートを借りるというのは大抵の人が契約だと、それは何でかと言えば契約書を書くからというふうに思うんです、契約書を書いて判子押すからなのか、アパートを借りる契約する時に普通なんだから、これは契約だろうってみんな思うんだけど、では他のものはそういった契約書とかないんだけど契約書がなくても契約が成立するんだよってということ、契約なんだよっていうことをちゃんと覚えておいてくださいねっていうのが趣旨になります。それから契約っていうのは、パン屋さんで物を買うという同じようにお店で服を買ったりするのも契約です。それはもう頭に入れてくださいね、こうやって一旦買った物というのは解約できるのか返品できるのかというところをちょっと考えてもらうようなことをします。(教材パワーポイント)チーバ君が町を歩いていてチュールップ洋品店で気に入ったTシャツを見つけて買いましたという場面です。ところがトコトコ歩いてたりすると今度は菜の花用品店で違うTシャツを見つけましてチーバ君はこっちの方が良いやと思っちゃった。そしたら前に買った物はいらぬわけだから返したいというところなんですけど、さあどうでしょうということところで、使っていなければ返品できんじゃないのか、レシートがあれば返品できるよと、返品はできないんじゃないっていうところで、学校では先ほどの要領でパーかグーで、できると思う人はパー、できない人はグーで挙げていただきます。使ってなければレシートがあるかとの自分の経験もあるのかもしれないんですけどそんなふうに言う子どもがいますけど、実はこれは返品できないと、1回買った物っていうのは返品できない、簡単にやめられないんだよと。洋服買うのも契約なんだから、一旦洋服を受け取ってお金を払ったらそこで既に契約自体も完了しているので勝手な都合では返品できないんです。答えは解

約できないんです。返品というのは解約だからねできないんだよっていうことを伝えます。だけど、皆さん経験上、お店と交渉すればお客様サービスということもあって使ってなくてタグも付いたままだったらお店も了承して返品しても良いよっていうことで当日に返してくれるかもしれない。レシートがあつて翌日とかになつてもちゃんと買ったことがわかれば返品できるかもしれない。でもそれは、お店側のお客様へのサービスであつて消費者の権利じゃないっていうことをちゃんと伝えていく。それが契約する時は、何か物を買うときには慎重にしなければという知識に結びついてもらえなというふうに思つてます。契約とは何でしょうっていうことで、例えばケーキ屋さんで「いらっしやいませ」「ケーキをください」「はい100円です」ということで、申込みと承諾によって契約は成立する。合意で成立すると。100円のケーキを見てこの商品が欲しいから買いますよ、売りますよと言われたその時点で契約が既に成立するんだよと。先ほど言ったように、法律的な責任が生じる約束なので契約を守る義務が生じて一方的には解消できない。お店はケーキを渡す義務があるし、消費者はお金を払って受け取る義務があるから、双方義務を果たして契約が成立するんだから駄目、では法律的な責任が生じる約束って、最終的に言えば裁判だねって裁判所が決定して、このケーキを渡しなさいよとか、100円払いなさいよとかそういうのを決めてもらうようなそういうようなことができる約束と、だから友達同士でどっか行こうとか、そういうことは、裁判所が命令するわけじゃないということ、今、高校生ぐらいになると、結婚が契約かなみたいな話になつて、結婚は契約かという話になるとちょっとなかなか揉めるんですけど、基本的には結婚しようって1回約束したんだけどやめますとどちらかが言った時に裁判所が結婚しなさいっていうふうに言うことはできないわけですね。だからそれはちょっと違うから結婚自体はこういった契約とはちょっと違うんだねと。離婚するときはいろいろと問題が起こるかもしれないけどそういうことをお話ししたりします。契約ってというのは自由なんだよと。先ほど契約書があるのが契約だつて思いがちだけれども、どんなふうでもいいんだよと。当事者の自由な意思によることが原則であつて誰とどのような内容で、どのような形式で契約するかっていうのは自由なんだという契約自由の原則っていうのが大きくありますよっていうのも伝えます。では契約はいつ成立するのっていうのは、これはピザ屋さんに宅配ピザを頼むという事例で、実はパネルシアターを教材として今回持ってきたんですけれども、パネルシアターでピタピタ張りながらお母さんとか子供とか表して結構小学生とか中学生ぐらいとか喜んでくれますけれども、高校生でも結構「わーっ」とみたいな感じでやります。高校の先生ですごくパネルシアターを気に入ってくれて私も作りたいとかって作ってくださってるような先生もいらっしやるんです。(パネルシアター)お母さんが帰ってきました。子供たちがお帰りなさいと。「お母さん、今日は仕事が残業で疲れたからピザを頼みましょうか」ということで、メニューを見て「何がいい、シーフードピザ」となつてお母さんがピザ屋さんに電話します。ピザ屋さんに「3丁目のサトウです。シーフードピザを一つお願いします」と注文します。ピザ屋さんは「シーフードピザ1枚ですね30分でお届けします2000円です」というふうに言われます。スクーターでピザが届けられます。お待ちかねのピザが配達されました。お母さんがピザを受け取りお金2000円払いました、子供たちはもう待ちきれない状態です。ここです、契約はいつ成立したのか。先ほどから言っている契約ってこれはいつの時点で契約が成立するの

かクイズです。①番がピザを注文してお店が受け付けた時、②番がピザが届いて代金を支払った時、③番がピザを食べてしまった時です。これも皆さんにお聞きして、まず①番だと思う人はパー、②番だと思う人はグー、③番だと思う人はチョキで手を挙げてください。正解は①番のピザを注文してお店が受け付けた時、意思の合致ですよ。契約とはお互いの意思の合致であると。ピザを注文しますと、はいと受けて承知しました、その時点で契約自体が成立するので、ピザが届いてお金を払った時というのは契約がこれで完了しましたという時ですよ。食べちゃったかどうかというのはまた別の問題っていうことになります、というようなこととお話しさせていただきます。こうやって普通に契約を毎日してるんですけど大して私達はトラブルに遭わずに生きてますというのがありますよね。小さな失敗はしたりするけど、では何でそういう消費者トラブルって問題になったりする大きなことがあったりするのかなという、これは消費者と事業者の間には力関係の差があるからです。情報、知識、経験、そういったものが全て消費者側が劣っていることっていう所なんですけど、知らないってことが多いですよ。だから消費者と事業者っていうのは常に均等にはならない力関係がイコールにはならない。だって商品を扱っているのは事業者ですし、それについての情報を持っている、それからいろんな知識も持ってそれから売るっていうことに対する経験を持っている、そういう格差が絶対にあるので消費者問題っていうのが起こる。だから消費者トラブルっていうのはここは頭いつも入れておかないといけない所ですね。そういうのを利用する事業者っていうのは悪質・悪徳事業者というふうに言っているんじゃないかっていうな話をさせていただきます。知識や経験の差につけ込んで何か物売りつけようとするのはもう悪い事業者って考えていいというふうにお伝えしています。ここで、先程のモデルの事例なんかでもありましたけどキャッチでモデルと、これロールプレイやっていたりするケースが多いんですけども、高校とか中学校で先生と生徒さんにやっていたりするととっても盛り上がりやすくて、秋子さんと夏子さんとで町を歩いていて2人共お洒落が大好きですが、2人共とってもしっかりしていて、ある日街歩いていると、ちょっとカッコいい男性がやってきました。「君達可愛いね、」とかって言って「中学生それとも高校生かな、中学生かとても見えないよ、僕はねモデル事務所のスカウトなんだけれども、ちょっとうちの事務所に遊びに来ない、いろんな洋服とか見せてあげられるし、今だと売れっ子モデルさんに会えるかもしれないよ遊びにおいでよ」、みたいに町でキャッチ、いわゆるキャッチセールスに勧誘されてしまいます、そうすると事務所の社長が出て来て、「さすが我が社一番スカウトだ、君達2人とも将来有望だぞ、是非うちのモデル事務所に所属しないか」というようなお話になると、「だけどね君達もうちょっとね磨いた方がいいよ。磨けばもっともっとね、超一流のモデルになれるよ、パリコレにだって出られるかもね」みたいな形で勧誘し、モデルスクールやそういう講座とかの契約をさせるということが起きたりします。結局そんなことで2人共が契約しちゃってお父さんとお母さん保護者の承諾取ってきてねっと未成年ですから、「次までにはこの契約書にサインもらってくるんだよ」みたいなこと言われて帰るんですけど、2人共何か変だなというふうに思ったりするわけなんですけど、そこで契約から8日間はクーリング・オフができるというようにお話をしていきます。これは訪問販売、訪問販売ってみんな家に人が来て売ったら訪問販売だよって思うかもしれないけれども販売する目的を隠して街中から事務所や

そういう所に連れて行ってそこで契約させるっていうのは訪問販売なんだよということで、だからこれはクーリング・オフができるんだよっていう話をします。クーリング・オフについて今言ったキャッチセールスっていうのは訪問販売だということからできるもの、訪問販売、電話勧誘販売、電話だけの勧誘、これお年寄りなんかよくですね「カニ要りませんか、以前に海産物買ってもらった所なんですけどお届けします」みたいなことで強引に送り付ける送り付け商法でもあったりするんですけど、それから特定継続的役務提供、お配りした冊子「あしたの消費者」、「オトナ社会のパスポート」なんかに詳しく書いてあったりするのでそこを見てくださいながら講義したりするのですけれども、エステや語学教室、学習塾とか、そういった長期間拘束して、かつお金いっぱい払わせてというところでクーリング・オフができます。それから連鎖販売、マルチ商法、それもクーリング・オフできます。マルチ商法は紙芝居を使ったりして学校でやります。ちょっと皆さん見えますかね。大丈夫。はい。「マルチ商法ニャン太郎の場合」。ニャン太郎は一人暮らしを始めたばかり、世界は欲しいもので溢れてる、「あれも欲しいし、これも欲しいし、けどもお金がないニャ、あれ何かLINEに入ってきたニャ、何々、年収1000万円も夢じゃないニャ、明日はすごく偉い人の特別セミナーがあるのか絶対に行くニャ」、ニャン太郎は出掛けて行きました、特別セミナー会場では「最初にねずみの餌を100万円で買ってねずみ達を集めて売るのが、ねずみの会員が増えればどんどんねずみ達がお金を運んでくる、ねずみも餌が買えて猫達はお金が儲かって皆ハッピー」というような話で典型的なマルチですね、親がいて子供ができてどんどんどんどん繋がっていくというマルチ商法の特徴的な図をちょっと簡略して書いてあります。そして「支払いはクレジットでもOK、リボ払いなら無理なく返せるニャ、サラ金でも借りれるニャ、今なら限定12名に限りゴールド会員から始まるニャ」、ニャン太郎、「今から始めるニャ」ということで始めちゃいます。スマホ決済とかそういうものも使えたりします、ニャン太郎は早速友達を集めて誘いまくりました、仲間と一緒に皆で頑張る、ところが猫達はねずみ達に逃げられてばかりねずみ会員は増えません、しばらくすると誘った猫達が騒ぎ「ニャン太郎全然儲からないなんてひどいな、騙したな」、そして友達がいなくなりました。というようなことですね、マルチ商法についてこれはお金の被害だけじゃなくてそういった形で他人も巻き込んでしまう。自分自身が被害者であると同時に加害者になったりするケースがあるんだよってことを子供たちに知らせます。業務提供誘因販売、訪問購入にはよく貴金属、これは高齢者の方が多いんですけど、着物買取りますよって言って電話が来て買い取ってもらいたいなんて言ったりすると着物は一応みるけれども査定は二束三文で、アクセサリーもみますからの無いならばとの流れから貴金属を反対に買わされちゃった。これらはクーリング・オフができますと、訪問販売8日間、電話販売8日間、通信販売これが大事なんですけど通信販売のクーリング・オフがないんですね、皆さん大人でもそういった定期購入とかでもね、相談が来るとクーリング・オフできるでしょうかっていうんですけど、クーリング・オフは通信販売にはないんです。通信販売っていうのは結局自分で色々な情報を見ながら自分で選ぶんですよ。カタログにしても電話勧誘販売だって電話だから実物とか写真とかのカタログを見てるわけじゃないので事業者から伝えられる情報だけなんですけど、通信販売は自分で商品をいろんな物なんか選べるっていうところがあるので、広告の規制があるだけで広告は誇大広告の禁止だったり、虚偽の広告

の禁止だったり、それからクーリング・オフはできないんですけれども返品特約っていうのを必ず記載しなさいと。何日間だったら返品できるとか、商品到着後何日間だったら返品できるとか、そういったことは記載しなさいと。だけど、返品は一切受け付けませんっていうのを書いたとしてもそれはOKなんだよということで通信販売には返品っていうのはそのクーリング・オフ同様の解約できるっていう制度がないので気をつけてくださいねっていうのも伝えます。それからここまでは8日間なんですけれども、マルチ商法が20日間、これは契約書面の交付が義務づけられているし、プラス、その商法や組織がどういうことなのかという概要書面の交付も義務づけられているのでそれをどちらか受け取った時から20日間はクーリング・オフが出来ます。それから業務提供誘引販売取引いわゆる内職商法なんですけれども、そういったものも同じように契約書面、仕事の内容とかを明らかにした内容書面を受け取った時から20日間なら解約できる。訪問購入についてもクーリング・オフができるんですよって、物を引き渡しちゃったとしても返してくださいと。もらったお金は返さなきゃいけない、だから事業者はちゃんと8日間はどっかに転売したりとか、最初の頃の訪問購入は解約申し出して嘘言われたんだから取り消して返してねって言うてもう事業者がどっかいつちゃったからわからないみたいなのがあったので、8日間は必ず保管して金属なんかの場合特に転売とか溶かしたりすることがあるんだと思うのでそういうことをしないよというのの法律的な手当がされています。クーリング・オフについてちゃんとここは知っておきたいなと思うので20日間のところはちょっと省いたんですけれども。7日に契約をもしましたなら、契約の内容を明らかにする書面をもらった日から8日間で14日までに通知を出すんだよっていうことを伝えてます。高齢者の講義の場合ですと実際にクーリング・オフ通知を書いてみるみたいなのもやったりするんですけど、高校とか中学での授業だとグループで書いたりとか1時間の一コマの中で講義するので通知作成までできないんですが、お配りした冊子を見て書き方とかそういうものがあるからねっていうことでお話したりします。併せて未成年者契約の取り消しについてもお伝えして未成年者が法定代理人の同意なくした契約は取り消すことができるんだよと。今までは高校生にはみんな言えたんですよ。貴方たち未成年だからもしも何か街中で言ったり、何か引っかけたりしてもクーリング・オフができるんだよ、未成年者契約の取り消しっていうのができるんだよと。昔こんなのがありました。ひどかったのは携帯電話ですね。某PHS事業者は、友達に親の承諾書を書かせる形でやってそれ普通の電気通信事業者ですよ、すごく問題になったりしたことがあるんですけど、そんなことをする事業者も実際にありました。友達が書いてしまえばわかんないからみたいなこととかを指南するようなこととかあったりしましてですね、それは悪質通信事業者というわけではなく一応きちんと商売してる事業者っていうところがあって結構問題にいたしました。ただし自分が親から貰い自由に使っていたんだという、小遣いの範囲であるとか、それから自分で成人であると偽った、誕生日を改ざんしたり、結婚しているっていうのも成人とみなされるからできないよと。あと成人してからずっと分割払いでクレジットでやってる時に成人してからも代金払い続けていると取り消しはできない。ただ弁護士さんがおっしゃるのは自動引き落としのクレジットで金落ちてると自分で気づかないうちに落ちてしまっていた、そんなのは別に取り消しなんかできるんだよとっておっしゃいますけど、なかなか消費者センターとしては言えなか

ったりするところであるので、一応ちゃんと取り消しができる時期に取り消そうねっていうこととございます。令和4年(2022年)の4月1日から成年年齢が18歳にということでも心配しているし、本当であればもっともっといろんなところでみんなに伝えていかなきゃいけないんだなっていうふうに思ったりするところですね。それで通信販売のところではこれは余談なんですけれども子供たちが、通信販売で20歳未満ってやっぱりこの部分ですね。要はこの紫色の点々の70%っていうのが通信インターネット通販の所で、トラブルの大半はインターネット通販ってことになるのでインターネット通販については特別に気をつけてくださいと、先ほど言ったようにクーリング・オフはないんですよっていうのを繰り返し伝えるようにしています。インターネットのオンラインゲーム、これもやはりロールプレイとかで先生と子供達に交ってもらってやったりするんですけれども、インターネットのオンラインゲームのトラブルについてもやります。友達同士の大地君と健太君です、大地君が、「健太オンラインゲームでなんかやってる」、健太君が「すげえやってる。最近、荒野行動にはまっちゃってね。」荒野行動、一時期トラブルになった対戦ゲームらしいんですけど。詳細はよくわからないんですけどこれで高額な課金っていうのか、要は敵を倒すためにより強いアイテムが必要とされるというふうで、それをお金を入れて手に入れるのにコンプガチャっていうのを聞いたことがあるかと思うんですけども。絶対当たらないくじを何回も何回も引かせてそれにお金がかかるんですよ。それをやらせて強いアイテム取らせると。子供達はついつい夢中になっちゃうから、つい倒したいと思うと何とか倒せる方法がないか無料の範囲でなかなか倒せないという課金とかに繋がっていく。「それ聞いたことあるそんなに面白いんだと。大地もやってみなよ無料で結構楽しめるし仲間と協力してプレーできるから、今度一緒にやろうよ」と。友達同士の繋がりがあってやろうっていうことになりますと、「大地、この前俺が教えたゲームやってみた」と数日後、「あれ面白い。はまっちゃって毎日うち親に怒られて」、「そうそうわかっちゃいるけどやめられないんだよね、この前ゲームでレアアイテムを手に入れたんだ」「最近なかなか進めないんだやっぱり課金しないとクリアできないのかなあ。レアアイテム手に入れないとそうだなあ、レアアイテムを使うとどんどんクリアできて、レア物は何回やっても出てこないんだけど」ということで、「お母さん、このゲームレアアイテム手に入れたいんだけど買ってくれない」「ダメに決まってるでしょ」と「課金しないって約束したんじゃない」。ちゃんと家庭内の約束はできてます、「いいじゃないたったの300円なんだし頼むよ」、「しょうがないはね1回だけよ、8時になったら必ず止めて勉強するのよ」というような約束もしました。「やった。アイテムを手に入れるのってこんなに簡単にできるんだ、もう一つ別なアイテムもプラスしたいな」、とそこでお母さんクレジットカードを入れちゃうわけなんですよ。クレジットカードの番号入れちゃったと、すぐ消すべきだった所なんですけれどもそれをしないと、もう一つですね別なアイテムもプラスしたいなと、「そうだ登録しているクレジットカードを使ってもう1回だけアイテムを買っちゃおうかな」と。大地くんの場合にはちょっと意識があるみたいですけど全然意識しないでなんかいつもどんどん買おうと思ったらすぐには買えたから、これって何か買うっていうのもゲームの一つでとかっていう話をしたんですね。低学年のお子さんとかもいらっしゃるし全くお金が掛ってるという意識がない状態ということになってしまうんですね。大地君がお母さんに内緒でアイテムの購入を繰り返

しました。翌月に大地君のお母さん届いたクレジットの請求書はゲームの掛け金として7万円の請求が載っていました。それが何か月も続けば何十万にもなったりとかどどんエスカレートしていくと、射幸心を煽っていることになるんだろうと。パチンコで射幸心を煽ることは法律違反なのに何でゲームはいいんだろうとかって思ったりするんですけど、コンプガチャはそういうことで停止されたっていうのがあります。ここでクレジットカードの話が出るので子供達にはやはりクレジットっていうのは3者間取引なんだよと、消費者が契約した商品やサービスの料金をクレジット会社が立て替えて販売会社に支払うんだよと、消費者は後でクレジット会社に支払う仕組みになっています。カードの申し込みをすると審査を受けてカードを消費者に渡すと消費者はカードをお店に出す、インターネット通販なんかの場合はカード番号だけですけれどもそういう形でお店にカードを提示することによって商品が買えるけどお金は実際には動かない。もちろんお店の方はこの人から支払ですけどいいですかみたいなカード会社に一応いってカード会社の方はそれにOK出して立替払。後から支払いは消費者がクレジットカード会社にしなきゃいけない。だからお金がその時無くて大丈夫だけど必ず支払いをしなきゃいけないということでクレジットって大変。色んな支払い方法があるのでクレジットだけではないんですけども、クレジットカードはやはりお金が実際に手に無くて、買う、この中の一番基本の所なのかなということでお話しています。クレジットカードで一括で払う場合には翌月一括払いで翌月そのお金があればいい訳なんですけど口座にお金が無くても買うことができちゃいます。ということでクレジットカードの支払いの分割についてもちょっとお話ししたりします。単純に1万円の商品を3回で払いますよっていうふうにすると実質年率もかかたりするので10.5%と。それ1回やってそれからまた翌月また1万円買って3回支払。こちらの図で最初の1回の所に溜まっていくんですけど2回目の時には支払いは3回目だけが残っている、とかっていうような状況になるんですけど、支払額は3万528円、手数料としては528円ですよっていうような分割払いの話をしてそれだって現金で買っちゃえば3万で済むのに528円払うとなればやっぱりその場で全額払っちゃったほうがいいよねみたいなことなんですけれども。それからリボルビング払いっていうのがあるんだと、毎月毎月一定額だけクレジットカード会社に支払う、幾ら買っても支払いの金額、毎月払う金額は一定ということで、これについても1件目、2件目、3件目の契約ということでシミュレーションをします。実質年率大体は25%なんですけど、実際手数料っていうのは3件目の契約までしてリボ払いですと払っていくと支払いの元金分というのが赤の部分で表されていて青部分が支払利息ですが、これは先程の3回分割と違って今何を自分が払ってるのかわからなくなっちゃいますよねっていうことを皆に伝えていく。支払いの手数料もどんどん加算されていくので高い、結局5万円買っても総額5万2685円で2685円余計に支払わなければいけないんでそこ利息支払わなきゃいけないんだ、でも利息はともかくとしてもどンドンこれ重ねると毎月3000円ずつ払えばいいんだと、毎月3000円しか使っていないような気分になるけど実はそうじゃないでしょということなのでこの総額のところとを考えてみてねっていうことです。リボ払いというのはできれば自分でしっかり管理ができる年齢、管理ができる状況じゃなければやめたほうがいいんじゃないのかなというのはクレジットカード会社には言えませんがそんな話をしたりもします。いろんな支払い方法があるので今お話したリボルビング払い

も、分割払いもあるし、ネット上で ZOZOTOWN が始めたツケ払いなんていうのもありますし、高校生でもできる、こういうのを子供達に言っているのかどうか、中学生にはちょっと言わないほうがいいんじゃないかなと私思ったりするんですが、逆にそういうのがあるんだって知ってネットで調べてやってみようと思われちゃったら大変なことになっちゃうとかも思ったりするんですが、ツケ払いとかポチッとチャージとかっていうそういうシステムがありまして、3000 円だけは後払いでいいみたいな、そういった高校生とかでも使えるようなものがあります。それからアカウント型の電子マネーというものもあります。これはプリペイドの場合はいいですけどプリペイドで前払いじゃなくて後払いでもいいケースなんかもあったりするので気をつけなきゃいけないっていうことを、お金の入る予定がないのに後払いっていうのは使わない方がいいんじゃないかっていうお話をしています。やはり通帳記帳とか利用明細とか請求書っていうのはネット上でも紙ベースでも必ずきちんと見ることが大事なんだよっていうそのお金の管理についてお話もします。お金の管理ってことも本当に大事でいろんな支払い方法があるんですけど私はやっぱり何と言っても現金でお金の管理ができなきゃと思うんですよね。収入と支出。基本は収入よりも支出の方が少ないっていうのが根本のところでお金を貯めていかなきゃいけないんだよっていう話をしたりして、これが基本ですよと、収入っていうのは大人になってから、税金とか社会保険とかそういうものを引かれて、それから貯金というものをあらかじめ引いておいて使えるお金っていうことで「可処分所得」、自分が自由に使えるお金ってものがある。収入と支出の把握を絶対しなきゃ駄目だと、記録するんだよ、自分があんまりやってないのに偉そうに言うんですけども、予算を立てその時に必要な物と欲しい物っていうのを必ず分けなさいと。必要な物っていうのは絶対買わなきゃいけない。子供たちは必要な物といっても学用品とかそういうものになりますけれども、大人になれば光熱費とか公共料金とそういうものになってくる絶対払わなきゃいけないものになるので、それに対して、コロナ禍の不要不急であれば欲しい物っていうのは一定の貯金をして目標を立てて買うようにするってこれが基本だよっていうお話を、これをした上でいろんな利用の仕方、自分達が自分に合った支払い方法とか選択してこうねっていうお話もさせていただいています。インターネットのトラブルについて再三また出てきてるんですけどもこれもやはり定期購入のトラブルってことで 500 円とか定期購入やって最低 5 か月続けることが条件でしたみたいなものがあるんですよ。これもちょっと子供がイメージしにくいので拡大スマホ画面を模造紙に描いて教材として活用しております。スマホの画面でくるくる下の方へずっと続いていてこのスマホ画面のどこに必要なことが書いてあるのかわかりますかみたいなことをちょっとこれでイメージしていただきます。必要なことは最後の方に書いてある。しかも小さく別欄ページだったりするんだよということで気をつけようねと。500 円だと思ったという訳にはいかないのは前にもお話したように通信販売なのでクーリング・オフの制度もないよっていう話をさせていただいたりしてます。インターネットのトラブルについて、いじめトラブルでも少し触れることがあります。インターネットのトラブルっていうのはまず情報は、自分が何の悪意も何もなくて発信したものでも受け取る人によって、笑顔になったり、悲しい思いをしたりとそういうことがあるし、ネットの向こう側にはどんな人がいるかわからないからそれを悪意で使おうとする人もいます。1 回出した情報っていうのは止めることは自

分の力ではできないわけなのでね。プロバイダの改善とかそういうのもあったりしますし削除依頼とかそういうのもあったりしますけどなかなかハードルが高い。だから情報発信には気をつけてくれるというのは必ずこれでもできるだけ中学生とか、今はスマートフォンを小学生になっちゃうんですかね持ち初めるような子ども達には伝えられたいなと思っていたりもします。下田博次先生という群馬大学の情報学部教授だった方が提唱していて結構昔からインターネットを使う時、こういう教育の先駆けみたいな方だと思うんです、既に引退されてるんですが、もう絶対これはね大事なことだよって、自分が受信した情報の真偽を見極める能力、読みたいけど見てはいけないと心にブレーキをかける自制力、自分の発信に責任を持ち、他者に迷惑をかけたなら責任を取るという責任感、責任能力、これがインターネットを使うのには必須条件でこれがなかったら本当はインターネットって使っちゃ駄目だよみたいな。見たいけど見てはいけない心のブレーキをかける自制力って時々話してるんですが、まだスマートフォンじゃなくてガラケーiモードが出たぐらいの頃ですけど、高校生だったかなアダルトサイトで料金請求受けちゃったってお母さんと相談してきたんですけど、払わないで済むようなケースで、未成年者契約の取り消しもできるし18歳は未成年じゃないので該当しているということで払わなくていいですよみたいな話だったんですけども、そのお母さんが、「全くこんなもんでアダルトサイト観るのならばレンタルビデオ店でアダルトビデオ借りた方が余程いいじゃないの」って母親が息子を叱っていたことがあるのですが、すごく愉快なお母さんだなと思うんですが、未成年者にはアダルトビデオ店では貸してもらえませんからねって話なんですけども、そうやって、自制がかかるシステムがネットの世界にはないんだよってということも考えなきゃいけないことだなっていうふうに思います。最後にですね、消費者基本法にある消費者の権利についてもお伝えします。

「①安全が確保される権利」以下こういった8つの権利があるんだよと。これらの権利を私達は主張できるっていうか、持っているんだっていうことを考えていきましょうねと。この中で「④消費者教育を受ける権利」もこの場のように受けてもらってるってことがあるし、「⑥被害の救済を受けられる権利」もあるというようなそういった「③必要な情報を提供される権利」に「②選択する権利」がありますよと。だけど同時にですね、消費者の5つの責任、責務という言葉も使ったりするんですけどこういうものがありますと、自分でも「①商品や価格などの情報に疑問や関心を持つ責任」に「②公正な取引が実現されるように主張し・行動する責任」、「③自分の消費行動が社会(特に弱者)に与える影響を自覚する責任」、SDGs なんかもありますね。先ほど環境についての少し話したように、環境について考え続けることが大事で、それが「④自分の消費行動が環境に与える影響を自覚する責任」、「⑤消費者として団結し、連帯する責任」、そういうのが5つの責務としてありますよっていう。そういった権利を実行していれば、例えば消費者庁の方から出ている啓発用の自転車事例に挙げて自転車を選ぶときはいろんな自転車についての情報を知らされる、お店の人からだったり、自分で調べたり。そんな中でサドルが折れちゃったかなんかで事故が起きてしまいましたが、私が悪かったのかしらと思ってしまうと事業者の方もそれはあなたの責任ですよって言われたりして諦めちゃったりする。だけど、ちゃんと消費者センターとかに相談することでそれが前半お話したP I O-N E Tとかのデータベースになりますし消費者センターからも事業者さん・メーカーさんの方に問い合わせたりすることができるので、

そこで改善がなされたりすることによって新しい良い商品ができるよってというようなことが起こるとそれが皆で団結したり、自分のこととして終わらせちゃうと貴方だけの被害じゃなくて一番下の方に行くとか他の2度目の事故3度目の事故と被害が拡散する可能性があるんだからそこでちゃんと自分がこういうことが起こったっていうことをメーカーに言ったり消費者センター誰かに相談するってことが次の被害を少なくしていくことにもなるんだよってというようなことを消費者庁の方からお話して、その消費者の権利を一元的に果たすのはこんなことが一つでこんなこともお話します。ケーキ屋さんでどのお店選びましょうかということで、A洋菓子店は地元の農家が作ったいちごを使っています。B洋菓子店は有機栽培の小麦を使ったケーキです。C洋菓子店では障害者の人たちが働いています。これ結構みんな意見がばらけますよね。ばらけていいんです。どれもみんな正解です。それぞれが自分の価値感、地元の農家が作ったイチゴというのはそれだけ費用、運搬の所でCO2の排出が少ないかもしれないし、地元農家の応援にもなります。有機栽培の小麦を使ったケーキってというのは健康とかそういうことに配慮して多少お金が高かったとしてもそういった物から良い材料が出回ることになります。それから、障害者の人たちが働いてますよって宣伝、なかなかまだ障害者の働く職場が少ない中でそういう方達を積極的に雇用している企業に応援しようっていうことも一つの考え方だよってということで、ケーキ一つ買うにも消費者の権利とか責任とかっていうのを考えましょうねってというようなお話をします。最後には消費者市民社会という話をさせていただくんですね。消費者一人一人が自分のことだけでなく、社会全体のことや次の世代ですね、若者もいつか大人になります、お父さんお母さんになります、おじいちゃんおばあちゃんになりますということで次の世代のために消費行動について考えて行動する社会で私達の商品の選び方や、生活の仕方がより良い社会の実現につながる。買い物は生産者販売者・企業への投票なんだよと。買うってことは選挙で政治家の方を選ぶのと、議員さんを選ぶのと同じように自分はこの人、自分はこの生産者の販売者といったことでこの企業ということでお金を払って商品を買うことでその会社を応援していることにもなるんですよっていう、今の国連のSDGsが世間では出てますけれども、そういったところでこれを最後にお話したりして終わらせています。最後は消費生活に利用するってことで「188」というのは3桁番号で0570のナビダイヤルなんでお金かかっちゃうんですけど、できれば自分の電話で消費生活センターにかけるのが通信料として安上がりなんですけど。どっからでも「188」で自分の地域の消費者センターに繋がり、県内であればそこが閉まっていたりやってなかったりいっぱいだったりすれば、県のセンターに繋がるとそういうような番号がありますよと。相談することでさっき言ったように消費者の権利を、いや、責任を果たすことになりますよっていうことをお話しております。どうでしょうか、ちょっと時間があるのでできたら、どなたかにですね「良いバイトがあるんだけど」という、ロールプレイをやっていただいたら体感できるかなと思ったんですけど。3名、ナレーター含めで4名の方でお願いいたします。2,3分で終わると思うんですがいかがでしょうか。こちらの手前側4名の方でやってもらってもいいですか。マルチ商法のマネージャーということで、はい、よろしく願いたします。

～以下、マルチ商法のロールプレイ～4名の委員～

大学生の大地は同じ授業を受けていた同級生の純から声をかけられました。ねえ大地今

バイトしてる。特にしてないけど。いいバイトがあるんだけど良かったら一緒にやらないか。サークルみたいな雰囲気だから心配ないよみんな熱心で、同い年で 300 万円も稼いでいる奴もいるんだよ。へえすごいねえ、俺もやったら幾らか稼げるかなあ。とにかく説明聞くといいよ。じゃあ今度説明会があるから一緒に行かないか。大地は純と一緒に説明会に出かけました。そこではビジネススーツを着たマネージャーが事業の成功の秘訣について語りかけ会場は熱気に包まれていました。説明会の後、純はマネージャーを紹介しました。欲しいものを買ったり、海外旅行に行ったり、スポーツをしたり色々したいことがあるでしょう。それはありますよ。ぜひ、僕たちのネットワークビジネスに参加して希望をかなえてください。ビジネスを始めるには 20 万円必要ですが学生ローンで借りれば大丈夫です。学生さんの多くは儲かったお金でローンを返しています。私も学生ローンで入会したんだ。じゃあ明日純さんから借入の方法を教えてくださいいいね。はあ。次の日、大地と純と一緒にローン会社に行き借り入れ目的の欄がショッピングと書くようにと言われ 20 万円の借金をしました。それから、マネージャーと会いました。会員登録を行いました。じゃ、登録完了の通知と契約書面は本社から君宛に送られるからね。商品を購入して商品の良さを分かった上で、説明ができるようにね。それから、純さんみたいに君も誰か友達を紹介してくれないかな。その人が会員になれば君にもお金が入るからね。あの、それってマルチじゃありませんか。君、僕らの事業マルチ呼ばわりしちゃ困るな、ネットワークビジネスと言ってくれないかな。それから 1 か月の間、大地は何人かの友人に声をかけてみましたがみんなに断られてしまい誰も紹介することができませんでした。学生ローンの返済も苦しいので解約を申し入れましたが、一切返金はできないと言われてしまいました。どうしたらよいのでしょうか。

～以上、マルチ商法のロールプレイ～4名の委員～

ありがとうございました。お時間も丁度来ましたのでこれで終わらせていただきますが、色々不手際もございまして申し訳ございませんでした。皆さんも、今後のご活躍で、ぜひ若年者の消費者被害が防げることを祈っております。よろしく願いいたします。

会長・服部友則

以上で佐藤様の講演を終わりますが、今の講演を聞きして質問や意見がありましたらお願いいたします。はいどうぞ。

敬愛大学・阿部 学

敬愛大学の阿部と申しますありがとうございました。伺いたいんですけどもフリマアプリがテレビでもCM流すくらいかなり浸透していて、これってちょっと新しい状況かなと思ってまして。かなり気軽に買い物もできますし、出品者の側にも慣れた、たぶん大体 18 歳以上かなとは思いますがそれに関する何かトラブル事例とか何か特徴とかあったら教えていただきたいなと思っております。

千葉県消費生活相談員 佐藤静江

そうですね逆に言うと若い人たちって結構慣れているのかなと思って、割と大人の方の割

合も多いんですけど、心配しているのは自分も加害者っていうか自分にそういったことがなくても、逆にね出品者の方がクレームつけられたりとかそういった問題もあつたりすると。それから今一番の若年者で心配しているのはメルカリ。その事業者がさっき言ったようなメルペイという支払い方法があるんですけど、その中にですね、後払っていうのを作っただけですね。色々フリマアプリの中のやりとりの過去に何か問題がないこととかそういうことがあつたりとかあるんですけど。これもさっき言ったようにお金がその時に無くても払えちゃうっていうのはそういういわゆる、借金ですよ、少額の、マイクロクレジットと違うけど少額のそういったのが出てきて、どんなものか、そんなになかったんですけどそういうのをちょっと、逆に高校生ぐらいになると割とみんなしっかりしてるかなって高校・大学生とかね、ただ中学生ぐらいで手を出しちゃったりすると問題かなあと思ったりするんですけど。出品上のトラブルっていうのは結構やっぱり若い人も若くない人もあります。ただね、やっぱり若い子の方がちゃんと知ってて、何か問題があつたらメルカリアプリはうまくなくて契約完結しなければお金も戻ってきたりするんで、あと出品したときに文句つけられたっていうのは結構ありますよね。自分としてはちゃんとした物だつてつもりなのに傷があつたとか、そういうことを言われるというようなこともあつたりします。だからやっぱりあんまりこう若年層でそういう情報が入ってこないなつて思うのは、みんなその若い人達の方が使い慣れてよく良い使い方してるんじゃないかと思う。ただそのメルペイっていうのが、ちょっと今気になっていて、先ほど言ったポチッとチャージみたいなのも、ずっとそのあと不正利用とかね、そういう問題が発生した時にやっぱりいろいろどうなるのかなつてまだ新しいサービスなのでその辺はちょっと注目しているところですね。メルカリさんなんか結構、消費生活相談の所で、いろんな今、オンラインなんかで講座をやってくれたりしてしっかりやってるなあと思うんですけど、どうなんだろうつてちょっと自分の感覚としてはなんかすぐパッとネットで売っちゃうみたいなのがよくわからないところもあるんですけど、若い人たちは本当に沢山中学生も活用してますよねというのはあります。出品者としてトラブルに遭った時、若い子たちはかわいそうだなつていうふうに思えます。相手に悪意があつたりするケースっていうのもあるので、ただメルカリの範囲を外れない限りはお金は返ってくるとか、物は出さなくていいとか、そういうことで守られてるのかなあと思っているところです。

市民委員 高橋 寛

市民委員の高橋です。佐藤さんのお話はよく理解できたんですがトラブルっていう面はもちろんそれはそれでいいと思うんですが、例えばその青少年を支援するという立場から例えば今ヤングケアラーの問題だとか、つい最近も10月7日の日経新聞の首都圏欄に出ていたんですが、ヤングケアラーを支援しようということで首都圏の市町村等が連携を行うか図るというふうな記事を見たんです。この消費者センターとは直接関係ないと思うんですが、例えば千葉県として例えばそういうふうなおそらくヤングケアラーっていうと例えば高校生だとか、中学生の方、家庭の事情があつて学校にも、学校に行きたくても例えば家事等があつていけないというふうな人もそれなりにいると思うんですが、そのヤングケアラーってどこで所管しているんですか。

千葉県消費生活相談員 佐藤静江

すいません、ちょっと専門外なんですけど、消費者相談とかっていう立場からすると、高齢者の見守りネットワークっていうのが今とても重視されていて、各地域で高齢者の見守りネットワークを作らしましょうっていうのがあるんですねその事業者さんもいろんな方も近所の方とか民生委員さんとかそういうもの全部含めてそれでトラブルがあった時にその情報を共有してセンターに入った情報は共有して、そういう高齢者をケアしていこうとそういう中にやっぱり私としては個人的な思いではありますが、そういった若い方達がね、何か金銭的に困ってるとかそういうトラブルのようなものが消費生活センターに入って、そういう高齢者の見守りの中にもっと広く、高齢者だけに限らずそういった若い人たちも守っていけるようなそういうシステムがあったらいいなっていうふうには思ったりしてますので、逆に言えば、皆さん方がどんどん行政の方に働きかけて、そういうネットワークを作ろうじゃないかっていう働き掛けをしていただくのが必要なのかなって思ったりします。

PTA 連絡協議会 八巻 憲一

八千代市 PTA 連絡協議会の八巻と申します。本日の話よくわかったんですけど、一つちょっとお聞きしたいのが、やっぱりいろんなネットの中でいろんな新しい制度ができたりとかっていう中で法律が変わるとかっていう中もあるんですが、ポイントビジネスとかポイントを、広告とかアンケートを見ることによってポイントが貯まるそのポイントがアマゾンのギフト券に変わるよみたいなそういう制度があるかと思うんですけどその辺に関するトラブルとかっていう事例はあったら教えていただきたいなと思います。

千葉県消費生活相談員 佐藤静江

はい。すみません数的には少ないんですけど今何かポイントが点付与されないとか、そういったトラブルっていうのは結構伺ったりすることありますよね。どうして付与されないのかっていうのはシステムのなところとわからないんですが、ただそういう事業者って本当に私達に対する窓口っていうのが電話とかがないのでねなかなか解決ができなくてここから問い合わせをしてみたらとかそういうようなお話アドバイスするようなケースなんですけど、やっぱりあると思います。ポイントがつくと広告を、私達もスマホいじっていたりすると広告見ると何かポイントとかそういうのもあつたりしますよね。それが商売になったりしているようなケースっていうのはあつたりプリカも出てきたりするのかなと思うんですけど、やっぱり何かそこで消費者の権利と責任とかっていうところでね、安易にそういうことをした時に、そういった広告がどんどんいろんなところに流出したりとか自分から拡散したりとかっていうなことに繋がったりとか、そういうトラブルがないのかなって思ったりするので、まあポイントがつけばいいってもんじゃないよねというようなお話とかは何かの折とかにしたりすることはありますよね。

PTA 連絡協議会 八巻 憲一

たびたび申し訳ございません。今の講演の中でもインターネットの利用に関して子供たち

が危険に晒されてるよという話があったんですけど、大人がインターネットの使い方とか健全な、今学校でもICTかなり進んで、うちの子供も学校からタブレット持ち帰りとかもしてたんですが、親の親とか周りの大人がその使い方を理解してないことが多くて、私PTAでやってたりとか子供会やってる中で、使い方を教えてよって言われた時にパソコンを持って来てじゃ教えましょうかっていう話をした時に、市内の公共施設、PTA連絡協議会ではお願いしていますが、もう一度提言挙げさせていただいたことがあるんですけど公共施設でネットを繋いでこのそういう講習とか教えたりすることが、スマホだったら皆さんネットワーク繋がってるんで必要ないんですけどパソコンを持ってきて教えましょうかっていった場合に、公共施設にネット環境がない、公共施設に無い状況で無料のWiFiとかが公共施設・公民館が整備されてあれば、今後夏休みとかに例えばICTタブレット持って帰ってきた小中学生を公民館で地域の人たちが、タブレットで教育をしたりとかっていう部分で、無料のWiFi設備が市内の公共施設にも張り巡らされたら市PTA連絡協議会では思っています。今、その辺の進捗状況ってどうなってるのかなというところを少しお聞かせいただければと思います。

事務局（齋田生涯学習振興課長）

はい。こちらにつきましては市民体育館と、避難所等になっておりますので学校も含めてですね。あと、生涯学習プラザにも、PTA連絡協議会より意見をいただいておりますので検討を進めて参りたいと考えております。

会長・服部友則

これはPTA連絡協議会の団体の方に、この施設で使えますよということは伝えてありますか。

事務局（齋田生涯学習振興課長）

はい。今現在WiFiが有る施設無い施設ありますし、有ってもですねパスワードを一応公開してないという部分もありますのでそういうことも含めてですね、施設を管理している資産管理課等を含めていろいろ協議を進めていこうと思っております。

会長・服部友則

では、協議して直接にPTA連絡協議会へ伝えてください。それでは皆様ご意見ありがとうございました。貴重なご意見につきましては参考にしながら、今後の青少年健全育成事業を進めてください。それでは、これをもちまして「令和3年度 八千代市青少年問題協議会」を閉会させていただきます。本日は、皆様お忙しいところご協議いただきありがとうございました。